

美里企情第393号  
平成30年 1月23日

九州運輸局長 殿

下益城郡美里町馬場1100番地  
美里町地域公共交通活性化協議会  
会長 上 田 泰 弘

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の提出について

平成29年度地域公共交通確保維持改善事業に伴う事業評価を行いましたので、別添  
のとおり報告します。

担当部署:美里町企画情報課政策企画係  
担当者名:渡邊裕一郎  
連絡先:0964-47-1111(122)  
E-mail:watanabe-yuichiro@  
town.kumamoto-misato.lg.jp

## 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定に係る事業)

提出日:平成30年1月23日

協議会名:美里町地域公共交通活性化協議会

協議会開催日(書面決議日):平成30年1月19日

評価対象事業名:地域公共交通再編推進事業(再編計画策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③生活交通確保維持改善計画又は地域公共交通網形成計画等の計画策定に向けた方針
<p><b>【事業内容】</b>            昨年度策定した「美里町地域公共交通網形成計画」にて明らかになった課題の解決に向け、具体的に再編事業の内容をまとめるための調整、検討を行い、「美里町地域公共交通再編実施計画」の策定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通ネットワーク再編の実施方針検討 公共交通網形成計画の内容等を踏まえ、美里町における公共交通ネットワーク再編に向けた基本的な考え方を整理し、再編の実施方針を検討する。</li> <li>・再編事業及び関連事業の内容等の検討 再編の実施方針を受けて、ネットワーク再編に向けた具体的な内容や実施主体等、また再編事業に関連して実施する事業等について検討を行う。なお、検討を進めるにあたっては、交通事業者との協議、地域住民との懇談会を開催し、それぞれの意見を反映させていくことを想定する。</li> <li>・美里町地域公共交通再編実施計画(案)のとりまとめ 実施スケジュール、事業実施に要する事業費とその調達方法などについて検討、整理する。また、事業による効果や地方公共団体による支援の内容等を検討し、再編実施計画(案)として取りまとめる。</li> </ul> <p><b>【結果概要】</b>            ・見直し対象の各公共交通乗降データ等を見ながら、見直し(案)について、具体的に地域や関係者との協議を行うことができた。            ・今後の協議会の検討及び関係者間の調整を経て、最終的にとりまとめる。</p>	A  計画通り事業は適切に実施された。	<p>平成29年度中を目標に、最終的な関係者間の調整を終え、「美里町地域公共交通再編実施計画」の認定を目指す。認定を受けられた後には、生活交通確保維持改善計画を策定したいと考えている。</p>

## 調査事業の概要

### 【調査事業を行うエリア】

美里町全域

### 【事業内容】

昨年度策定した「美里町地域公共交通網形成計画」にて明らかになった課題の解決に向け、具体的に再編事業の内容をまとめるための調整、検討を行い、「美里町地域公共交通再編実施計画」の策定を行った。

実施項目	実施内容
1. 公共交通ネットワーク再編の実施方針検討	公共交通網形成計画の内容等を踏まえ、美里町における公共交通ネットワーク再編に向けた基本的な考え方を整理し、再編の実施方針を検討する。
2. 再編事業及び関連事業の内容等の検討	再編の実施方針を受けて、ネットワーク再編に向けた具体的な内容や実施主体等、また再編事業に関連して実施する事業等について検討を行う。なお、検討を進めるにあたっては、交通事業者との協議、地域住民との懇談会を開催し、それぞれの意見を反映させていくことを想定する。
3. 美里町地域公共交通再編実施計画（案）のとりまとめ	実施スケジュール、事業実施に要する事業費とその調達方法などについて検討、整理する。また、事業による効果や地方公共団体による支援の内容等を検討し、再編実施計画（案）として取りまとめる。

### 【結果概要】

- ・見直し対象の各公共交通乗降データ等を見ながら、見直し（案）について、具体的に地域や関係者との協議を行うことができた。
- ・今後の協議会の検討及び関係者間の調整を経て、最終的にとりまとめる。

### 【参考資料】

美里町地域公共交通網形成計画（概要版）

## 基礎データ

合併状況：平成16年11月1日に旧砥用町、旧中央町が合併

人口：10,365人（平成29年11月現在）

面積：144.00平方キロメートル

過疎地域等指定：過疎地域（全域）

高齢化率：41.7%（平成27年国勢調査）

補助対象の系統数：熊本バス3系統 産交バス2系統

自治体負担額：

・熊本バス（H27：7,528千円 H28：12,419千円 H29：12,648千円）

・産交バス（H27：9,078千円 H28：11,896千円 H29：12,529千円）

協議会開催数：協議会 H28 5回、H29 2回予定

## 調査前の地域交通状況（Before）

各公共交通利用者が年々減少しており、公共交通の維持が困難な状況となっていた。

そのようななか、昨年実施した、住民アンケート調査や路線バス利用実態調査、交通事業者ヒアリング調査、住民懇談会などの各種調査結果を基に、本町における地域公共交通の課題を「まちづくりの観点」と「公共交通の持続可能性の確保の観点」から以下のように整理し、本町の目指す将来像や基本方針、目標を掲げ、再編に取り組んだ。

再編前図面  
（別添1）のとおり

まちづくりの観点からの課題	持続可能性の確保の面からの課題
<p>◆<u>町外との円滑なアクセスの確保</u></p> <p>①路線バスの維持、乗り継ぎも含めた利便性の向上 ②各コミュニティ活動拠点や町の公共施設で開催されているサロンやグラウンドゴルフなど高齢者が楽しみにしている場へのアクセスの確保</p> <p>◆<u>高齢者の生活を支える移動手段の確保</u></p> <p>①買い物、通院などの移動手段の確保</p> <p>◆<u>まちの賑わいづくりの支援</u></p> <p>①まちづくりを支える公共交通ネットワークの構築</p>	<p>◆<u>収入面の強化</u></p> <p>①公共交通を利用する意識の醸成 ②利用しやすい環境の整備（バス待ち環境、情報提供、乗り継ぎ環境の改善など） ③福祉バスの有料化</p> <p>◆<u>経費の削減</u></p> <p>①運行形態の変更による町内公共交通の統合・再編 ②定時定路線型の公共交通において、利用されておらず、非効率な運行がみられる</p> <p>◆<u>公共交通の利用促進・意識啓発</u></p> <p>①減少傾向の歯止めとしての利用促進の実施 ②公共交通を自分たちの暮らしの移動手段とす</p>

## 調査後の地域交通計画（After）

### ▼美里町地域公共交通再編実施事業に位置付けた事業

位置づけ	事業内容
再編事業	コミュニティバス・予約乗合タクシー・福祉バスを美里バスへ統合
関連事業	路線バスとの交通結節点（地区拠点）における乗降場の改善
	乗り継ぎに関するわかりやすい情報提供
再編事業ではないが地域公共交通を再編するための事業	運転免許返納者に対する特典制度
	路線バスの運行サービスの見直し ※路線バスはサービスを計画期間中維持する。また一部路線を変更する。
その他	地域拠点整備 （乗り継ぎ環境の整備）

### ▼取り組み分野と網形成計画に記載している各施策

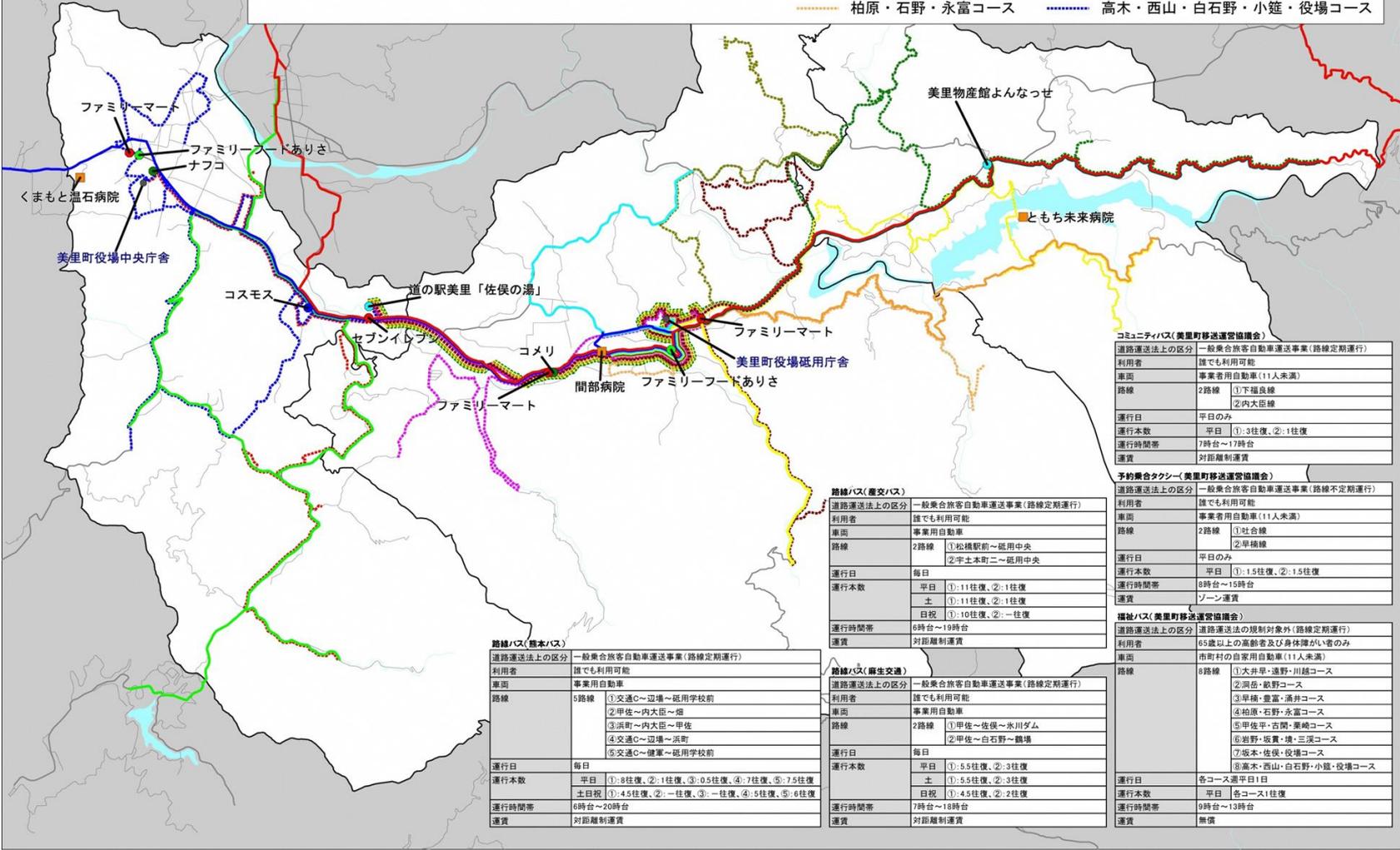
網形成計画の施策	
町内交通ネットワークの再編	・町内公共交通の一元化、各集落と地区拠点間を結ぶ公共交通の導入
町外交通ネットワークの再編	・町外との移動を担い地区拠点間を結ぶ路線バスの維持
拠点の設定と機能強化	・地区拠点の設定と機能強化、域内交通と地域間幹線等との円滑なダイヤ接続
利用環境の改善	・公共交通情報の発信、利用しやすいバス・プロジェクトの推進
利用促進・意識啓発	・モビリティ・マネジメントの展開、マイバス運動の展開

再編後図面  
（別添2）のとおり

# (別添1)再編前

[再編前(現状)]

- | 路線バス | コミュニティバス | 予約乗合タクシー | 福祉バス               |
|------|----------|----------|--------------------|
| 熊本バス | 内大臣線     | 吐合線      | 大井早・遠野・川越コース       |
| 産交バス | 下福良線     | 早楠線      | 洞岳・畝野コース           |
| 麻生交通 |          |          | 甲佐平・古閑・栗崎コース       |
|      |          |          | 岩野・坂貫・境・三溪コース      |
|      |          |          | 早楠・豊富・涌井コース        |
|      |          |          | 坂本・佐俣・役場コース        |
|      |          |          | 柏原・石野・永富コース        |
|      |          |          | 高木・西山・白石野・小筵・役場コース |



**路線バス(熊本バス)**

道路運送法上の区分	一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)
利用者	誰でも利用可能
車両	事業者用自動車
路線	5路線 ①交通C~辺境~區用学校前 ②甲佐~内大臣~畑 ③浜町~内大臣~甲佐 ④交通C~辺境~浜町 ⑤交通C~健康~區用学校前
運行日	毎日
運行本数	平日 ①:8往復、②:1往復、③:0.5往復、④:7往復、⑤:7.5往復 土日祝 ①:4.5往復、②:-1往復、③:-1往復、④:5往復、⑤:6往復
運行時間帯	6時台~20時台
運賃	対距離制運賃

**路線バス(産交バス)**

道路運送法上の区分	一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)
利用者	誰でも利用可能
車両	事業者用自動車
路線	2路線 ①松橋駅前~區用中央 ②宇土本町二~區用中央
運行日	毎日
運行本数	平日 ①:11往復、②:1往復 土 ①:11往復、②:1往復 日祝 ①:10往復、②:-1往復
運行時間帯	6時台~19時台
運賃	対距離制運賃

**路線バス(麻生交通)**

道路運送法上の区分	一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)
利用者	誰でも利用可能
車両	事業者用自動車
路線	2路線 ①甲佐~佐俣~水川ダム ②甲佐~白石野~鶴場
運行日	毎日
運行本数	平日 ①:5.5往復、②:3往復 土 ①:5.5往復、②:3往復 日祝 ①:4.5往復、②:2往復
運行時間帯	7時台~18時台
運賃	対距離制運賃

**コミュニティバス(美里町移送運営協議会)**

道路運送法上の区分	一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)
利用者	誰でも利用可能
車両	事業者用自動車(11人未満)
路線	2路線 ①下福良線 ②内大臣線
運行日	平日のみ
運行本数	平日 ①:3往復、②:1往復
運行時間帯	7時台~17時台
運賃	対距離制運賃

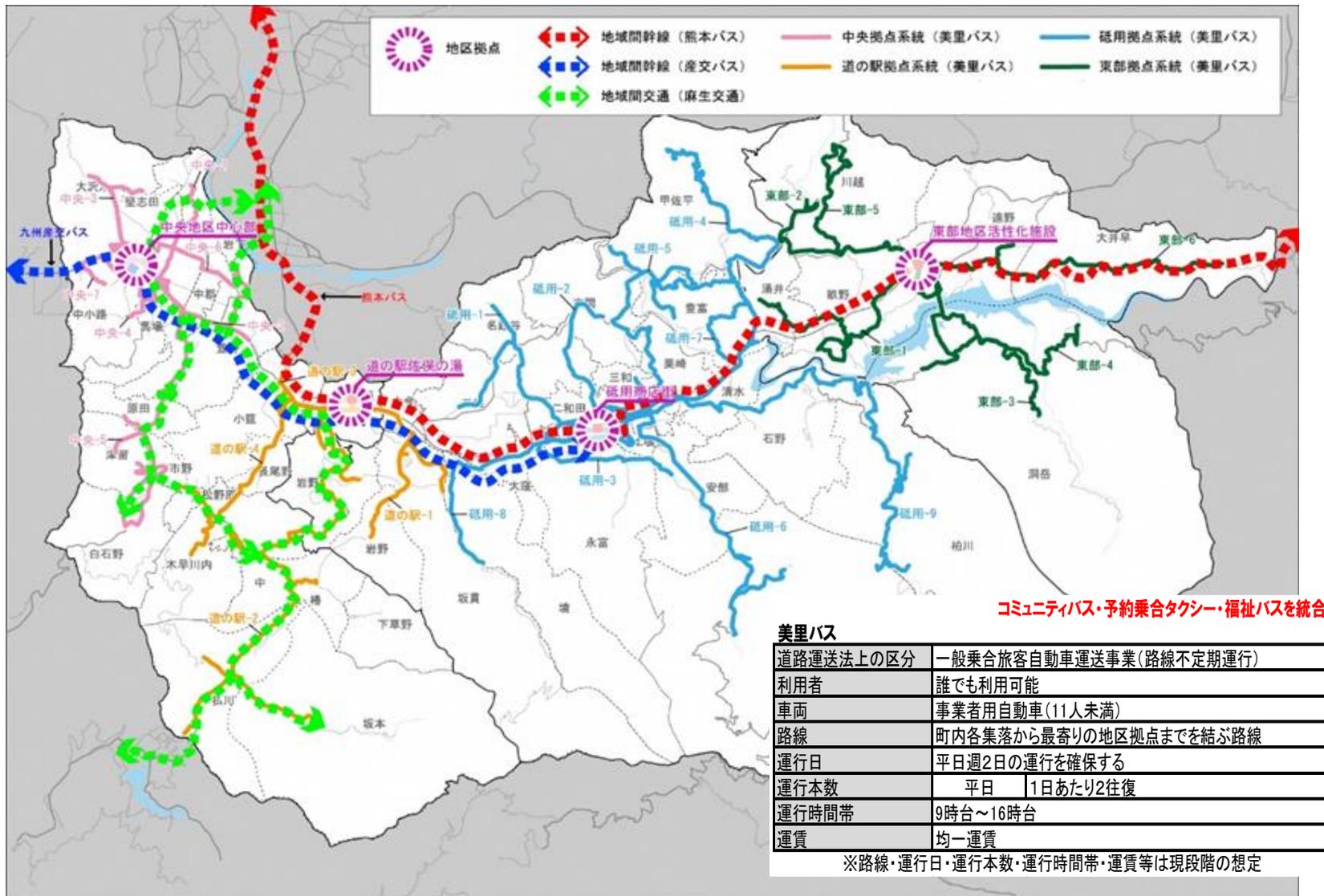
**予約乗合タクシー(美里町移送運営協議会)**

道路運送法上の区分	一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行)
利用者	誰でも利用可能
車両	事業者用自動車(11人未満)
路線	2路線 ①吐合線 ②早楠線
運行日	平日のみ
運行本数	平日 ①:1.5往復、②:1.5往復
運行時間帯	8時台~15時台
運賃	ゾーン運賃

**福祉バス(美里町移送運営協議会)**

道路運送法上の区分	道路運送法の規制対象外(路線定期運行)
利用者	65歳以上の高齢者及び身体障がい者のみ
車両	市町村の自家用自動車(11人未満)
路線	8路線 ①大井早・遠野・川越コース ②洞岳・畝野コース ③早楠・豊富・涌井コース ④柏原・石野・永富コース ⑤甲佐平・古閑・栗崎コース ⑥岩野・坂貫・境・三溪コース ⑦坂本・佐俣・役場コース ⑧高木・西山・白石野・小筵・役場コース
運行日	各コース週平日1日
運行本数	平日 各コース1往復
運行時間帯	9時台~13時台
運賃	無償

# (別添2)再編後



コミュニティバス・予約乗合タクシー・福祉バスを統合

# (参考資料)

## 美里町地域公共交通網形成計画の概要

### 1. 経緯

平成29年3月22日作成

平成29年4月10日公表

### 2. 美里町地域公共交通網形成計画の区域

美里町全域

### 3. 美里町地域公共交通網形成計画に関する基本方針

本計画は、過疎化並びに少子高齢化が急速に進行している本町において、今後も町民の生活を確保し、まちの活力を維持していくために、「町民の生活」「交流」「まちの活力」を支える利用しやすい公共交通を目指す将来像として、①地区拠点をつなぎ、住民の暮らしを支える公共交通、②わかりやすく利用しやすい公共交通、③持続可能な公共交通の3項目を公共交通の基本方針に設定している。

特に、基本方針①に基づく施策としては、町内に4つの拠点を設け、交通のみではなく身近な買い物や住民同士の語らいの場としても機能する美里町版小さな拠点づくりを据え、この拠点を中心に公共交通ネットワークを形成することとしている。

また、基本方針②では、著しく低い公共交通利用率の要因の一つに考えられる公共交通のわかりにくさに対し、町内の公共交通の一元化や交通事業者間の情報共有化などに取り組むこととしている。

### 4. 美里町地域公共交通網形成計画の目標

本計画では、前述の公共交通の目指す将来像、基本方針に基づくとともに、本町が抱える公共交通の問題点・課題も踏まえ、7つの目標を位置付けている。

前述の基本方針の通り、本計画のポイントは拠点の形成とそれを中心にしたネットワーク形成、わかりやすさ・利用しやすさの向上であり、これらに対応した目標①～③は本計画の中でも重点目標である。

### 5. 事業の概要及び事業の実施主体

#### 目標①の達成に向けた施策

##### 施策①：地区拠点の設定と機能強化

- ・地区拠点整備（実施主体：美里町、交通事業者）

#### 目標②の達成に向けた施策

##### 施策②：住民のニーズに応じたルート・ダイヤへの見直し

- ・集落と地区拠点間の美里バス（仮）の運行（実施主体：美里町、交通事

## (参考資料)

業者) ※地域公共交通再編事業

- ・路線バスの維持・見直し (実施主体：美里町、交通事業者)
- ・域内交通と域外交通の円滑なダイヤ接続 (実施主体：美里町、交通事業者)
- ・スクールバス運行の見直し (実施主体：美里町、交通事業者)

施策③：バス停留所の待合環境の整備

- ・バス停留所の上屋・ベンチの設置 (実施主体：美里町、交通事業者)
- ・協力施設への待合スペース設置 (実施主体：美里町、交通事業者)

目標③の達成に向けた施策

施策④：町内公共交通の一元化、公共交通情報の発信

- ・町内公共交通の一元化 (実施主体：美里町、交通事業者) ※地域公共交通再編事業
- ・バス停留所の共同利用、停留所名称の統合 (実施主体：美里町、交通事業者)
- ・事業者間の情報の共有化 (実施主体：美里町、交通事業者)
- ・情報発信 (実施主体：美里町、交通事業者)

施策⑤：利用しやすいバス・プロジェクト

- ・わかりやすい時刻表への改良 (実施主体：美里町、交通事業者)
- ・バスロケーションシステムの導入 (実施主体：美里町、交通事業者)
- ・低床車両の導入 (実施主体：美里町、交通事業者)
- ・免許返納者等への優遇方策 (実施主体：美里町、交通事業者、県警)
- ・商店と連携した利用促進策展開 (実施主体：美里町、交通事業者、協力店舗)

目標④の達成に向けた施策

施策⑥：モビリティ・マネジメントの展開

- ・公共交通マップ&総合時刻表の作成 (実施主体：美里町、交通事業者)
- ・乗り方教室の開催 (実施主体：美里町、交通事業者、地区住民)
- ・高齢者バスハイクの開催 (実施主体：美里町、交通事業者、地区住民)

目標⑤の達成に向けた施策

施策⑦：観光施設と連携した利用促進策の展開

- ・観光交流施設へのバス停移設 (実施主体：美里町、交通事業者)
- ・観光交流ホームページへの掲載やバス企画乗車券発行 (実施主体：美里町、交通事業者、観光施設)

目標⑥の達成に向けた施策

施策⑧：マイバス運動の展開

- ・町民意見を基にした PDCA サイクルの構築 (実施主体：美里町、交通事

## (参考資料)

業者、町民)

- ・趣味の作品の展示やバスのサポーター制度導入（実施主体：美里町、交通事業者、町民）
- ・接遇の向上（実施主体：美里町、交通事業者）

目標⑦の達成に向けた施策

施策⑨：車両・設備の更新や運転士の確保に向けた支援

- ・バス車両やバス停留所標識の更新に向けた支援（実施主体：美里町、交通事業者）
- ・公共交通の人材確保に向けた支援（実施主体：美里町、交通事業者）

### 6. 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項

本計画では、計画の達成状況を測る数値指標として、計画全体に対する数値指標と各目標に対する指標を設定し、それぞれ現況値と目標値を整理している。

今後は、各施策の実施状況の評価に加えて、設定した各指標を一つの評価基準に、継続的なモニタリングによる単年の PDCA サイクルと計画全体を検証する5ヵ年単位の PDCA サイクルを回し、評価を実施していくこととしている。

### 7. 計画期間

平成29年～平成33年

### 8. 法第6条に定める協議会の有無

有（設立年月日：平成28年7月12日、名称：美里町地域公共交通活性化協議会、構成員：別添）

### 9. 法第5条第7項に定められている関係者との協議

具体的な協議相手：美里町地域公共交通活性化協議会（別添）

協議成立年月日：平成29年3月22日

### 10. 法第5条第6項に定められている利用者の意見の反映

- ① 美里町地域公共交通活性化協議会に以下の団体からメンバーが参画し、4回にわたって協議会で議論を行った。

別添のとおり

- ② 利用者（アンケート・住民懇談会等）

- ・住民アンケートでは、現状の公共交通に対する評価と今後の公共交通に望む要望、公共交通を利用しない理由、公共交通に対する改善要望などを尋ね、公共交通の問題点や課題の把握や公共交通のあり方検討、施策検討等に活用した。

## (参考資料)

- ・住民懇談会では、主に高齢者を対象に、普段の生活における困りごとやその改善要望などを把握し、公共交通の問題点や課題の把握や公共交通のあり方検討、施策検討等に活用した。
- ③ パブリックコメントを平成29年2月23日から平成29年3月8日まで行ったが、寄せられた意見はなかった。しかし、協議会での意見を随時反映し、承認を受けた。

### 11. その他

- ・ 法第7条による提案の有無  
無し
- ・ 活用を考えている国の支援制度とその内容
  - ・ 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金）
  - ・ 地域公共交通再編推進事業（再編計画策定事業・再編計画推進事業）